

【タイ】 タイ 特許法 仏暦 2522 年に基づく年金の追加手数料の免除に関する省令について

2022 年 4 月 18 日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ 特許法 仏暦 2522 年に基づく年金の追加手数料の免除に関する省令についてのお知らせです。

タイ 特許法 仏暦 2522 年に基づく特許年金納付時の政府追加手数料の免除に関する省令が、2022 年 4 月 8 日付けの官報第 139 号、第 21 巻 Kor、第 10 ページに掲載された。概要は以下の通りである。

第 1 項：本省令は、官報に公告された日の翌日から施行する。

第 2 項：2022 年 9 月 30 日まで、特許法第 43 条第 3 段落に基づく発明特許、第 65 条に基づく意匠特許、および第 65 条第 1 段落に基づく小特許に係る年金の追加手数料 30% を免除する。

情報公開日

2022 年 4 月 8 日

URL 等

https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Ffratchakitcha2.soc.go.th%2Fpdfdownload%2F%3Fid%3D139A021N0000000001000&data=04%7C01%7Cwaraporn_p%40jetro.go.jp%7C83867cc388d145ac516f08da2103a29e%7C08b42e223a7740efa51b37104946de05%7C0%7C0%7C637858596740797222%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWljoic4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzliLCJBTiI6IjEhaWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000&sdata=bhnUgxRY0a6rgK2P4ToNzm%2Bd%2B0m89lzn2SdMD7wkLbI%3D&reserved=0

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

